

散乱ごみ調査簡易マニュアル（簡易版）

鳥取県衛生環境研究所（令和5年3月作成）

1 調査対象

川岸または河川敷の散乱ごみ

2 調査に必要なもの

- ・筆記用具、調査カード
- ・ゴミ袋（収集用）
- ・バケツ（分別用）7個 ※プラスチック、発泡スチロール以外のごみの種類を表示しておく。
- ・軍手、火ばさみ
- ・メジャー
- ・区画の目印になるもの（カラーコーンなど）
- ・デジカメ

3 事前準備（調査地点の選定）

- ・調査候補地点付近を確認し、ごみの量が平均的と思われる場所を選定します。
- ・図1のように、流れ方向は幅10m、流れと垂直方向は川岸から土手端までを調査区域として設定します。

※川岸から土手端までの距離を記録しておく、異なる調査地点間の面積当たりのプラスチックごみ量が比較できる。

- ・カラーコーン等で調査範囲が分かるように区画します。

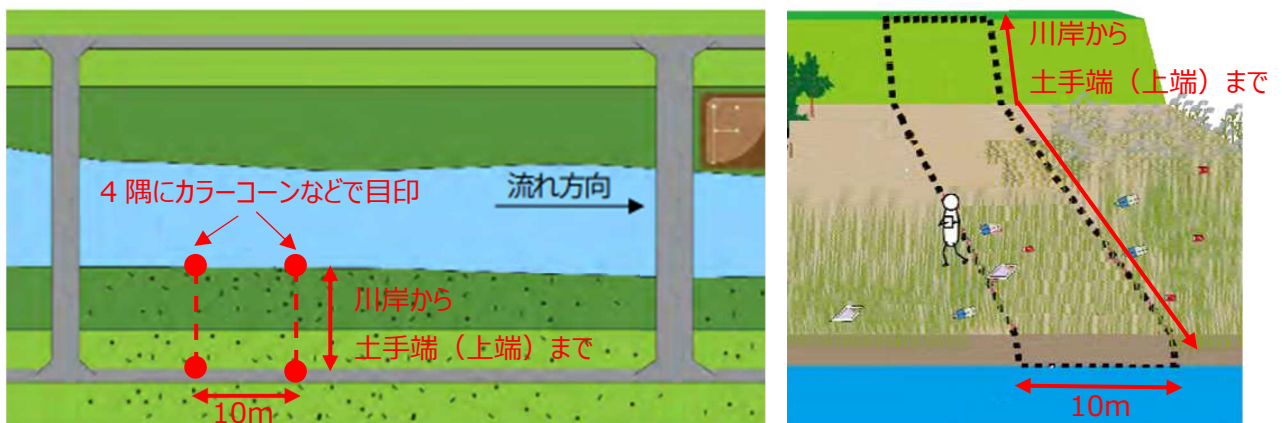


図1 調査範囲の設定

（出典）左図：散乱ごみ実態把握調査ガイドライン（令和3年6月 環境省）

右図：河川ごみ調査マニュアル（平成24年3月 国土交通省）

4 調査の実施

(1) ごみの回収

- ・調査区画中のごみを配布した袋に集めます。

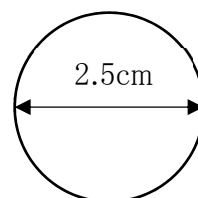
※だいたい2.5cm以上のごみが対象です。

(右の丸が2.5cmの目安です)

※枯草や枝などの自然のごみは調査の対象ではないので集めません。

- ・合図があったら、ごみの回収を終了します。

※電気製品や電子機器など大きくて袋に入れられないものは、集積場所を決めて集めます。



(2) 集めたごみの分別

- ・プラスチック以外のごみは、ごみの種類ごとにバケツ（ごみの種類を記載）に入れて、仕分けします。

・プラスチックと発泡スチロールは、一旦ごみ袋にまとめます。

ごみの種類

- ①プラスチック、②発泡プラスチック（発泡スチロール）、③天然繊維・革、
④ガラス・陶器、⑤金属、⑥紙・段ボール、⑦ゴム、⑧木、⑨電化製品・電子機器

(3) 集めたごみの集計

- ・ごみの個数を数える人と記録をする人を決めます。

・集めたごみをごみの種類ごとに個数を数え、調査カードに記入します。

- ・①プラスチックと②発泡スチロールは、調査カードの品目ごとに仕分け、それぞれ個数を記入します。

※ごみの種類・品目が分からない場合は、近くのスタッフに聞いてください。